

# 生活の情報

令和3年 1月 No. 3

鎌倉市市民相談課

鎌倉市消費生活センター

電話 0467-24-0077

## インターネット関連のトラブルが増加中

～インターネットの利用にご注意ください～

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、自宅で過ごす時間が長くなり、パソコンやスマートフォンを利用する機会が増えています。それに伴い、webサイトやアプリに掲載されている広告に起因する消費者トラブルも増加していることから、手軽で便利なインターネットですが、その利用にあたってはご注意ください。

日頃から正しい情報の収集方法や適格な判断力を身に付け、契約は慎重に行ってください。

### 事例1 なりすまし偽サイト

外国製掃除機が定価より大幅に安く販売されているインターネットサイトを見つけたため、申し込みを行い、クレジットカードで決済した。ところが、外国から掃除機ではなく注文した覚えのないマフラーが届いた。

正規の通信販売サイトの商号やデザイン、商品写真等を使用して偽サイトを作り、申し込ませるトラブルです。偽ブランド商品や注文したものとは全く異なる商品を送ってくる事案や、代金を振り込んだ後に販売事業者と連絡がとれなくなる事案が発生しています。

### 事例2 SNSでのもうけ話

SNSで知り合った人から「必ずもうかる」と勧誘され、所有していた仮想通貨で50万円を送金したが、その後連絡がとれなくなりました。

SNSや電話で「高配当」「高利率」を強調して、「仮想通貨、未公開株、オーナー商法」などへの投資を勧誘する被害が発生しています。

### 事例3 未成年者のオンラインゲーム

クレジットカード会社から高額な利用明細が届いた。カード会社に確認したところ、中学生の息子がオンラインゲームで課金していたことがわかった。

オンラインゲームでアイテムを購入するため、子供が保護者のクレジットカードを無断で使用するトラブルが発生しています。

※SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、フェイスブック、インスタグラム、ツイッター、LINEなど、インターネット上で多くの人と交流できるサイトの総称です。



# 被害防止対策

## 事例1より なりすまし偽サイト

- 定価より大幅に安く販売されている、支払い方法が限定されている、電話番号の記載がない、又は電話がつかない場合は、申し込みは控えてください。
- 個人情報やクレジットカード情報を詐取する目的で作られたサイトもあるため、入力してしまった場合は、すぐにクレジットカード会社に連絡を行いカード番号の変更等について相談してください。

## 事例2より SNSでのもうけ話

- 時間と場所を選ばないインターネット上での取引は、匿名性があり、法律による規制にも限界があります。簡単にもうかる話はありません。投資の実態や内容に少しでも不安を感じるであれば、取引は控えてください。
- トラブルになっても、相手がわからない、連絡がつかない、証拠がない場合は、解決は不可能です。
- 仮想通貨（暗号通貨）交換業は、内閣総理大臣の登録を受けなければ業務はできません。登録事業者一覧は、金融庁のホームページで確認することができますが、届け出がされているからといって信用性が保証されるわけではありません。

## 事例3より 未成年者のオンラインゲーム

- クレジットカードを利用できるのは、その名義人だけです。家族であっても、名義人以外は利用できません。カード本体、カード番号、パスワードなどの管理及び毎月の請求明細の確認は必ず行ってください。
- 未成年者が法定代理人（親権者等）の同意なく結んだ契約で、一定の条件を満たしている場合は、その契約を取り消すことができます（未成年者契約の取消し）が、クレジットカードの場合は、親の管理責任が問われるなど、状況により認められない場合があります。

なお、成年年齢は2022年4月より現在の20歳から18歳に引き下げられます。



困ったことが発生したら、鎌倉市消費生活センターにご相談ください

- ◆相談受付時間 月～金（祝日・年末年始は除く）  
9：30～16：00
- ◆電話 0467-24-0077
- ◆場所 市役所 1階44番窓口



©神奈川県 2013